

意見書の要旨

議案第1号 福岡広域都市計画道路の変更（市決定）

福岡広域都市計画道路の変更（市決定）に係る意見書の要旨

番 号	意 見 書 の 要 旨	対 応 方 針	備 考
1	○新たに都市高速道路ができることで景観が悪くなる。 (意見書(1)-①)	都市高速道路の整備による景観の影響につきましては、都市景観、近接景観について予測した結果、人工構造物が目立ち、現況よりも空がさえぎられる状況となることから、事業実施段階において、有識者等の意見及び指導を得ながら、環境保全措置としてデザインや色彩の検討などを行い、周辺景観との調和を図るよう努めてまいります。	
2	○新たな都市高速道路による大気汚染により、喘息など人の健康への影響が懸念される。 (意見書(1)-②)	都市高速道路の整備による大気汚染の影響につきましては、自動車の走行に伴い発生する排出ガスに含まれる二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について予測した結果、環境基準を下回る予測結果となっております。 環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として定められていることから、人の健康へ悪影響を及ぼすおそれは少ないと予測しておりますが、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な措置を講じてまいります。	

福岡広域都市計画道路の変更（市決定）に係る意見書の要旨

番 号	意 見 書 の 要 旨	対 応 方 針	備 考
3	<p>○自動車の排気ガスにより洗濯物を干せなくなる。 今でも埃が多く、さらなる影響が懸念される。 （意見書（1）－①②）</p>	<p>本事業の環境影響評価における大気質に関する項目としましては、自動車の走行に伴い発生する排出ガスに含まれる二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する浮遊粒子状物質及び粉じん等について予測した結果、環境保全措置として工事施工ヤードへの散水等を講じるなどにより、いずれの環境要因に対しても環境基準等を下回る結果となっております。</p> <p>なお、排気ガスによる洗濯物に対する影響や埃につきましては、本環境影響評価手続きの予測評価の対象となっておりますが、道路供用後は道路管理者による定期的な路面清掃の実施等に努めてまいります。</p>	
4	<p>○都市高速道路の交通量が増えると、騒音の影響がひどくなり困る。 （意見書（1）－③）</p>	<p>都市高速道路の整備による騒音の影響につきましては、自動車の走行に係る騒音について予測した結果、環境保全措置として遮音壁の設置、排水性舗装の敷設、高架裏面吸音板の設置を講じることにより、環境基準を下回る予測結果となっております。</p> <p>なお、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な措置を講じてまいります。</p>	
5	<p>○新たに都市高速道路ができることで生活環境等が悪化するため、居住しているマンションの価値が大幅に下落する。 （意見書（1）－④）</p>	<p>都市高速道路等の整備による生活環境等への影響を低減するために、事業実施段階において、環境影響評価書に基づく環境保全措置を適切に講じてまいります。</p>	

福岡広域都市計画道路の変更（市決定）に係る意見書の要旨

番 号	意 見 書 の 要 旨	対 応 方 針	備 考
6	<p>○新たに都市高速道路ができることで振動がひどくなる。 （意見書（1）－⑤）</p>	<p>都市高速道路の整備による振動の影響につきましては、自動車の走行に係る振動について予測した結果、「振動規制法施行規則」第12条に基づく道路交通振動の限度を下回る予測結果となっております。</p> <p>なお、現段階で予測し得なかった著しい環境への影響が生じるおそれがある場合には、必要に応じ専門家の指導・助言を得ながら、関係機関と協議し、適切な措置を講じてまいります。</p>	
7	<p>○都市高速道路で事故が発生した場合、車両・部品等が落下する恐れがあるため、子供の学校通学も危険が増える。 （意見書（1）－⑥）</p>	<p>都市高速道路からの車両・部品等の落下対策につきましては、防護柵の設置基準等に基づき、車両の逸脱や物品等の落下防止のため、車両用防護柵や落下物防止柵等を設置します。</p>	

福岡広域都市計画道路の変更（市決定）に係る意見書の要旨

番号	意見書の要旨	対応方針	備考
8	<p>○今でも都市高速道路での事故が多いのに、新たに都市高速道路ができることでもっと事故が増える恐れがある。 （意見書（1）－⑦）</p>	<p>都市高速道路の構造・規格につきましては、曲線半径や縦断勾配など、道路構造令等の基準に基づき設計を行っており、走行の安全性は確保された計画でございます。 また、路面標示等による注意喚起など、交通安全対策に取り組んでまいります。</p>	
9	<p>○夜、都市高速道路の下は暗くなり、危険が増える。 （意見書（1）－⑧）</p>	<p>都市高速道路の高架下の安全対策等につきましては、整備後の環境に応じ、照明灯の増設やフェンスの設置等に努めてまいります。</p>	
10	<p>○新たに都市高速道路ができることで日照障害の影響が生じる。 （意見書（1）－⑨）</p>	<p>都市高速道路の整備による日照障害の影響につきましては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づき、建築基準法の日影の考え方を参考に日影ができる範囲を予測した結果、新たに日影が生じる範囲が存在することから、環境保全措置として、高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫、透光型遮音壁の設置を実施し、新たな日影が生じる範囲を低減するよう努めてまいります。</p>	